

和歌山県人権施策基本方針第四次改定案に対する御意見と県の考え方について

意見募集期間：令和6年11月15日（金）から令和6年12月16日（月）まで

意見募集結果：1者1件

番号	改定案の頁	御意見の内容	御意見に対する県の考え方
1	p.19	<p>実在しない人物や存命でない人物を描いたマンガ・アニメ・ゲームなどについては、原則として人権侵害に相当しない。したがって、それらを人権を侵害する可能性がある対象から除外すべきである。</p> <p>また、各種メディアが暴力を助長するという点について、弊会ではエビデンスを持ち合わせていない。断定的な表現を行うのであれば、参考資料として明確な根拠を示すべきである。</p>	<p>実在する又は存命であるか否かにかかわらず、偏見や差別を助長する表現は、人権侵害につながるおそれがあると考えています。</p> <p>暴力を助長する表現については、明確な判断基準を設けてはおりません。</p> <p>これらのことを踏まえ、また、表現の自由を規制する意図がないことを示すため、以下のとおり修正します。</p> <p>第3章 分野別施策の推進 4 女性の人権 (3) 基本的な取組 エ あらゆる暴力の根絶 (①～③略) ④ 暴力を助長・連想させるような表現や、過度の性的な表現が各種メディアに多く存在する中、表現の自由を尊重しつつ、人権尊重の視点に立った表現の重要性を周知・啓発します。</p>